

(2) 上限管理を行わないパターン

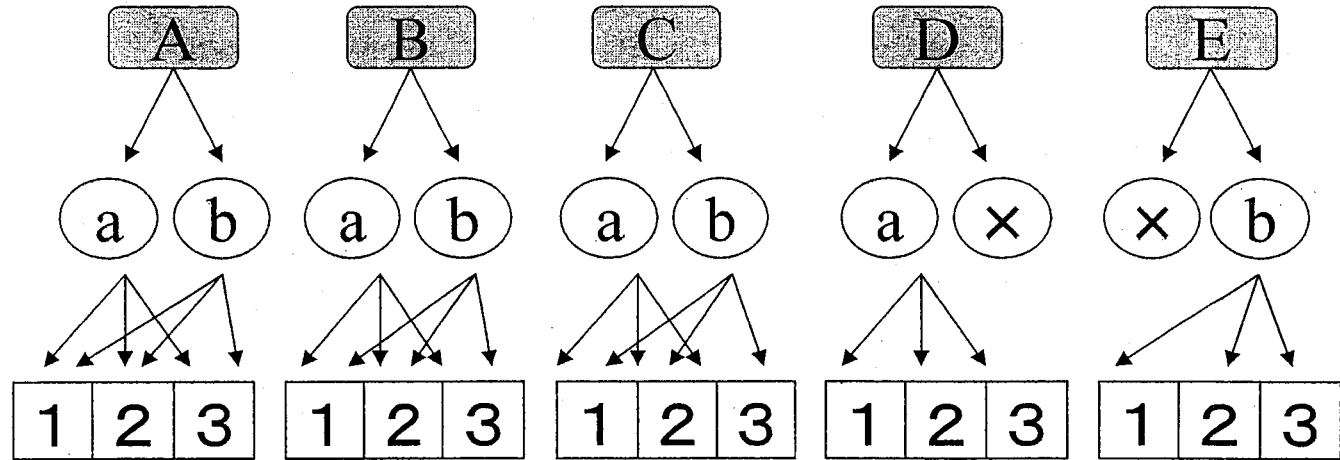
- ・ 報酬額の一定割合を利用者が負担する。
- ・ 自立支援給付との上限管理は行わない。
- ・ 負担の割合は、1%～任意の割合まで、市町村が定める割合を設定する。

◆ 各市町村の移動支援実施要綱検討フロー

サービスの対象者を特定 (注1)

サービスの適用範囲を設定 (注2)

サービスの類型及び単価 (注3)



利用者負担

徴収しない

徴収する

定率

定額

上限突合有

上限突合無

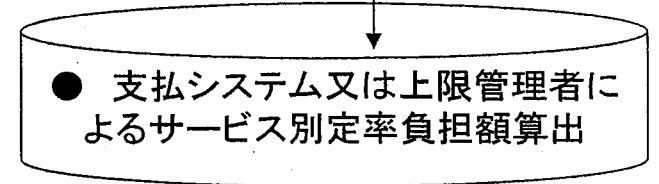
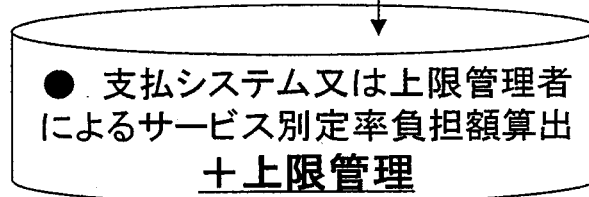
上限突合有

上限突合無

注1) 2(1)による対象者の設定を想定

注2) 2(2)によるサービスの適用範囲を想定

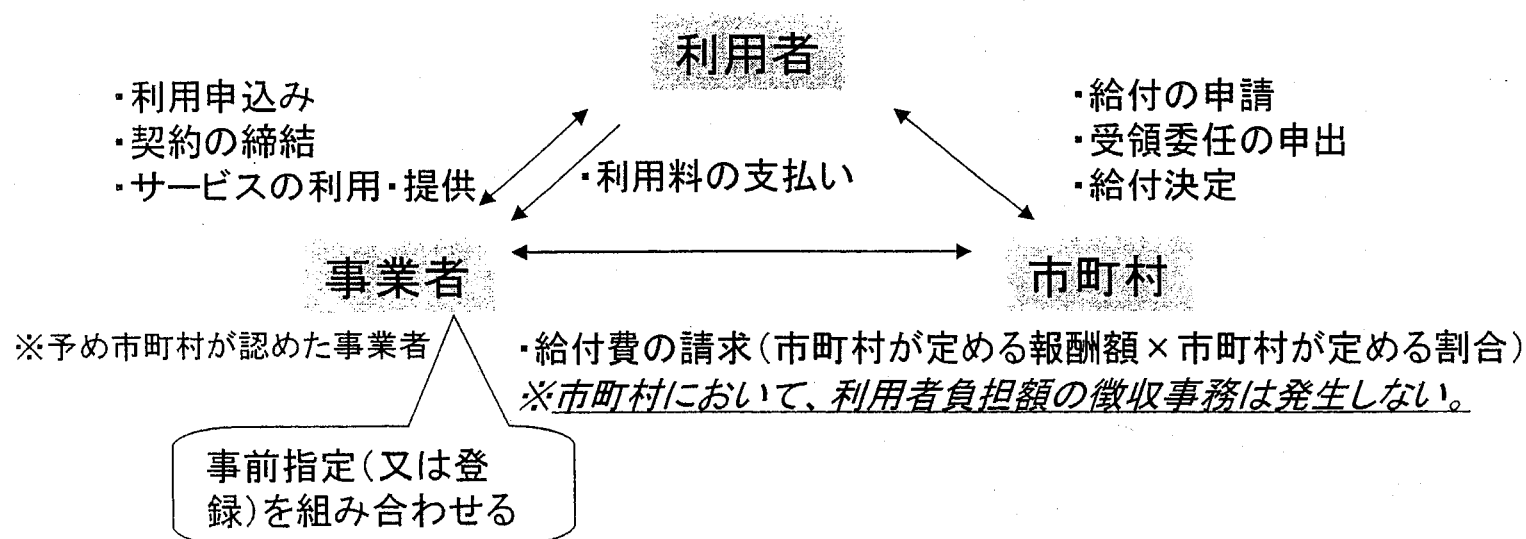
注3) 2(3)によるサービスの類型及び単価を設定



5. 利用者負担額の負担・支払方法

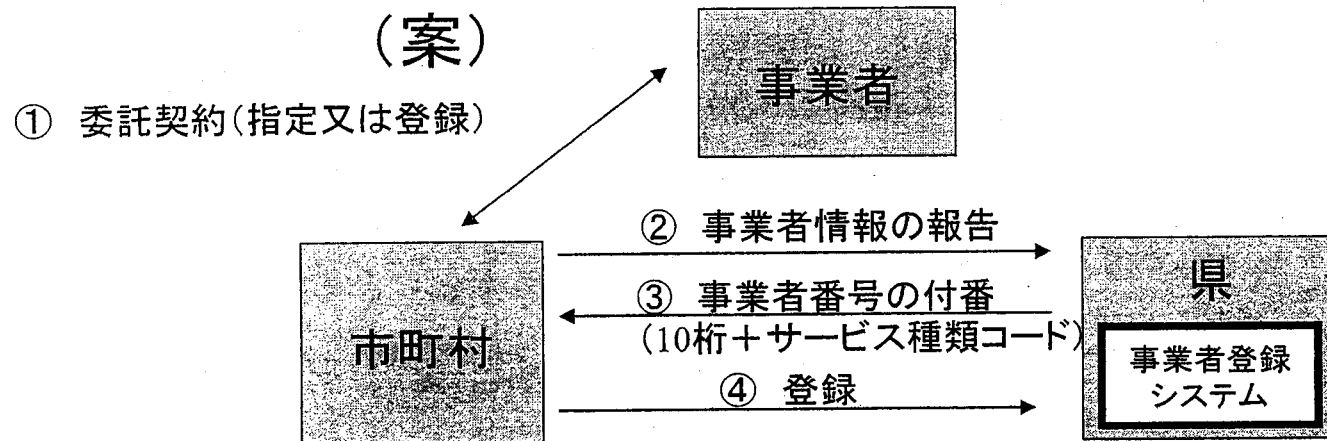
(案: 利用料助成方式)

- 移動支援サービスは、利用者⇔事業者の個別の契約によるサービス利用と位置付ける。
- 市町村は、当該市町村の実施要綱等の基準により必要と認めた利用者のサービスの利用に対し、当該市町村の定める基準の範囲内で、費用の給付を行なう事業(=移動支援事業)を実施する。
- サービスを提供した事業者は、市町村が定める費用の額(支弁基準額)から市町村が定める利用者負担額を控除した額を市町村に請求する。
- 市町村は、当該請求に基づき、事業者に費用の支払いを行う。
(=受領委任方式: 利用料助成: 扶助費)

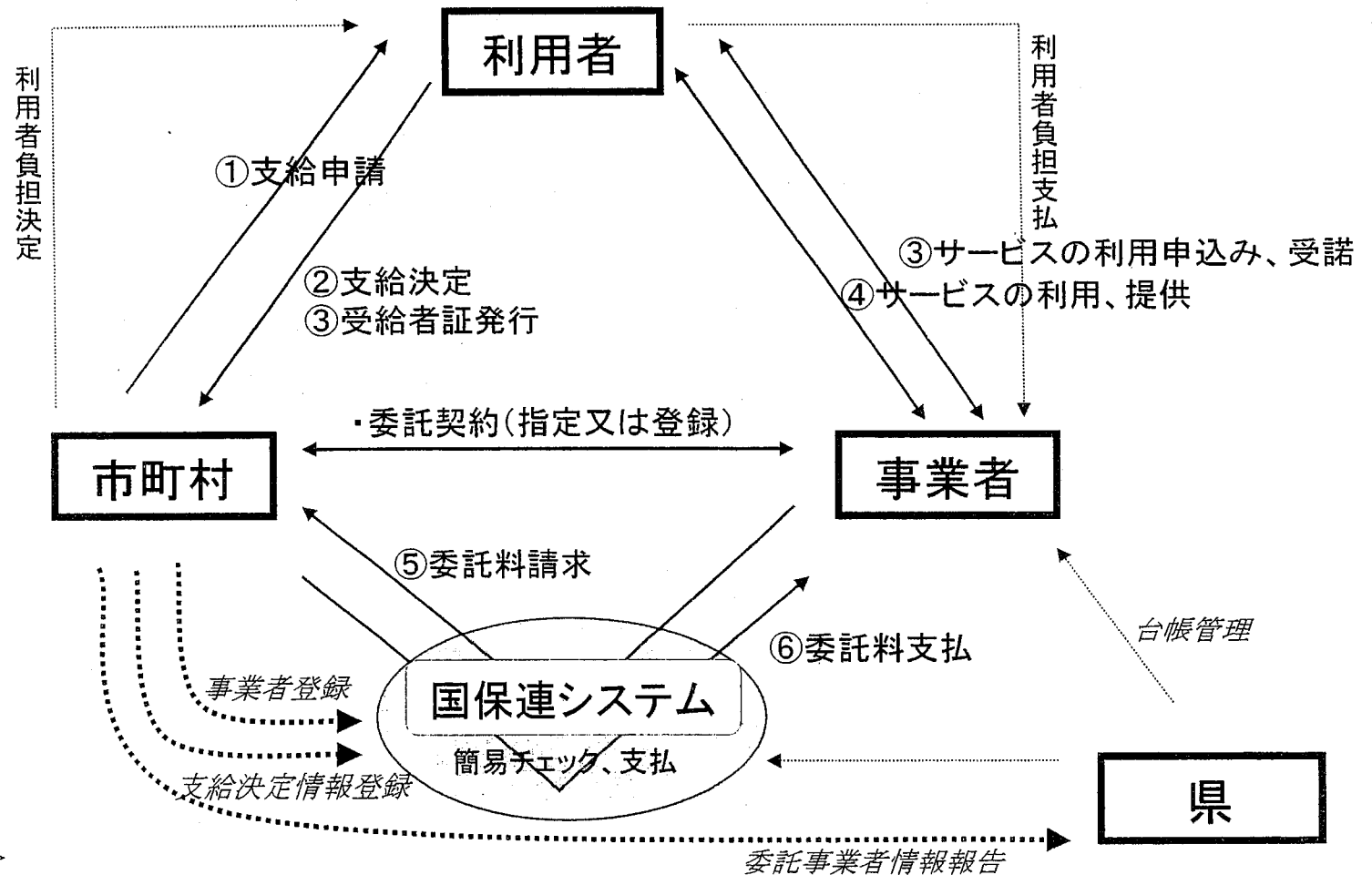


6. 移動支援事業を実施する事業者の登録について

- 平成18年4月1日現在、神奈川県内で外出介護に係る指定事業者は692事業者あり、地域のサービス提供主体として定着している。
- 外出介護は、10月以降、市町村の地域生活支援事業(移動支援事業)に移行することから、県下35市町村とこれらの事業者の間には、委託契約又は指定(登録)といった手続きが必要となるが、これら事業を実施する事業所の情報を広く共有化し、多くの市町村で多くの事業者と委託契約等が締結され、結果的に利用者の選択に資するような取り組みが必要である。
- また、支払システムを活用する上では、事業者番号の管理等、市町村域を超えた一元的な管理が必要となる。
- このため、県下統ルールを設定し、当該事業者の一元的な管理を行なう。



◆個別給付に準じる仕組みがふさわしい対象の事務フロー案



<市町村の役割>

- ・支給決定
- ・受給証の発行
- ・委託料の国保連への支払委託
- ・事業者との委託契約(指定又は登録)

<県の役割>

- ・委託事業者の台帳管理
- ※県内市町村が委託契約(指定又は登録)した事業者を県(事業者登録システム)で一元管理(固定の事業者番号を付番)

移動支援事業・生活サポート事業 実施案

現時点での案であり、今後、施行準備状況によっては変更があり得るものである。

健康福祉局障害保健福祉部

平成18年7月

移動支援事業の概要

基本的な考え方

屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

また、移動支援事業を柔軟かつ効率的に運用する観点から、介護給付における利用条件等の緩和を図りつつ、報酬単価と利用者負担の適正化を図ることとする。

対象者

重度の視覚障害児者、車イス常用身体障害者、知的障害児者、精神障害者であって、障害程度区分1以上の者を対象とする。※障害児は、障害程度区分は問わない。

対象となる外出

- ① 社会生活上必要不可欠な外出
(官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物(本人同伴)、冠婚葬祭 等)
- ② 余暇活動等社会参加のための外出
(外食、レジャー・レクリエーション、映画鑑賞・観劇 等)

適用順位

行動援護、重度訪問介護、重度障害者等支援対象者は、介護給付を優先する。

なお、介護保険対象者も介護給付によることが原則であるが、利用状況によっては要件に該当しないため、その場合は移動支援の利用することができる。ただし、重度訪問介護は二肢麻痺以上で利用可能であるが、移動支援は全身性障害のみを対象者とし、二肢麻痺等を対象外とする。

移動支援事業のサービス類型

個別支援

個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援

(職員1:利用者1)

グループ支援

複数の障害者に対する同時支援

(職員1:利用者2~6)

※身体介護を実施する場合は、職員2人以上でサービスを提供すること。この場合、職員2:利用者6以内とする。

通所・通学支援

通所通学のための支援が必要な場合のマンツーマンでの支援

(職員1:利用者1)

移動支援事業の算定基準 ① 社会生活上必要不可欠な外出

個別支援

～1時間	150単位
～2時間	300単位
～3時間	450単位
～4時間	600単位
～5時間	750単位
5時間以上	750単位

※身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで100単位／時間 加算可

グループ支援

	1:2	1:3	1:4	1:5または6
～1時間	90単位	70単位	60単位	50単位
～2時間	180単位	140単位	120単位	100単位
～3時間	270単位	210単位	180単位	150単位
～4時間	360単位	280単位	240単位	200単位
～5時間	450単位	350単位	300単位	250単位
5時間以上	450単位	350単位	300単位	250単位

※身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで60単位／時間 加算可

移動支援事業の算定基準 ②余暇活動等社会参加のための外出

個別支援

～1時間	100単位
～2時間	200単位
～3時間	300単位
～4時間	400単位
～5時間	500単位
5時間以上	500単位

※身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで70単位／時間 加算可
 ※初期加算として、50単位／回 加算可

グループ支援

	1:2	1:3	1:4	1:5または6
～1時間	60単位	50単位	45単位	40単位
～2時間	120単位	100単位	90単位	80単位
～3時間	180単位	150単位	135単位	120単位
～4時間	240単位	200単位	180単位	160単位
～5時間	300単位	250単位	225単位	200単位
5時間以上	300単位	250単位	225単位	200単位

※身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで40単位／時間 加算可
 ※初期加算として、50単位／回 加算可

移動支援事業の算定基準②

通所・通学支援

- 通所・通学とも 100単位／回（1日2回まで）
※身体介護を実施した場合も同額

※通所・通学支援を利用後、連続して他の移動支援を利用することはできない。

算定方法

- 各算定基準 × 各基準ごと総算定時間 = 報酬基準単位
- 総報酬基準単位 × 10.6円 = 報酬基準額(端数小数点以下切り捨て)
- 報酬基準額 × 0.9 = 報酬額
- 利用者負担額 = 報酬基準額 - 報酬額

提供体制強化加算

社会生活上必要不可欠な外出と余暇活動等社会参加のための外出の総提供時間が、月500時間以上の事業者に対して10万円／月、月1,000時間以上の事業者に対して20万円／月、月1,500時間以上の事業者に対して30万円／月加算する。

※利用者負担なし

移動支援事業の利用者負担

個別支援

※身体介護を実施された場合も同様

- ① 社会生活上必要不可欠な外出 3%
- ② 余暇活動等社会参加のための外出 8%

グループ支援

※身体介護を実施された場合も同様

- ① 社会生活上必要不可欠な外出 3%
- ② 余暇活動等社会参加のための外出 8%

通所・通学支援

- 通所・通学とも 10% (条件外利用の場合は50%)

移動支援事業の利用方法

利用の原則

- あらかじめ利用を予定しているものについては、サービス利用計画に位置づけ、当該計画に基づいて利用する。
- やむを得ず緊急に利用する必要性が生じた場合は、臨時的に利用単位数を増やして対応し、当該利用が終了し次第、すみやかに利用量を元の時間数に戻す。

利用の方法

- ① 保健福祉センター・健康福祉ステーションにおいて、サービス利用計画案により、「①社会生活上必要不可欠な外出」と「②余暇活動等社会参加のための外出」それぞれの必要時間を算定する。
※通所・通学は、回数により支給決定する。
- ② 利用決定し、支給量を表示した利用者証と利用者手帳(利用実績管理表)を交付する。
- ③ 支給量の範囲において、直接事業者を利用申し込みを行い、サービスを利用する。利用者負担の支払いの時期は、原則として、利用月の翌月下旬に一括して事業者を支払う。
- ④ 臨時的に利用する場合は、保健福祉センター・健康福祉ステーションにおいて、利用時間数の増量を行い、終了し次第、すみやかに利用量を元の時間数に戻す。(相談支援事業者による代行申請等可)

利用の上限

- 1ヶ月あたりの上限は、「社会生活上必要不可欠な外出」が10時間、「余暇活動等社会参加のための外出」が20時間とする。
- 上記上限を超える場合は、移動支援内訳書によりサービスの利用状況に関する内訳を申告し、審査を受ける。
- 通所・通学は、別に1ヶ月あたり46回まで認める。

移動支援事業の提供・利用要件

《全体事項》

- サービス提供時間は、宿泊を伴わない場合は8時から21時まで、宿泊を伴う場合は開始及び終了時間が8時から21時までの間を原則とする。
- 利用開始場所及び終了場所は、利用者の安全が確保され、かつ家族または次の介護者等からの引受け及び引渡しが確実に行うことができる範囲であれば、居宅でなくてもよい。
この場合事業者は、自宅か利用開始場所、利用終了場所から自宅までの回送にかかる交通費を利用者に負担させることができる。(利用中の事業者分の交通費は、利用者負担とする。)
- 移動に伴う交通費、チケット代、入場料等は、利用者に負担を求めることができる。ただし、事業者分の食事代は、利用者に負担させることは、原則としてできない。(席料や飲食を伴うことを必須とする状況における支援を要する場合、利用者の了解の下に負担を求めることができる。)
- 宿泊を伴う利用については、利用決定された利用時間の範囲内において認める。
- サービスの提供は、ホームヘルパー2級以上の有資格者または研修を修了した者が提供にあたることとする。
- 身体介護を実施する場合、ホームヘルプ2級以上の資格を有する者が提供にあたることとし、資格を有しない者が実施したとき、身体介護の実施加算は基準額の50%を算定する。

《余暇活動等社会参加のための外出》

- スキー・スケート、水泳、、ゴルフ・テニス・野球・サッカー等の球技、登山や自転車競技等危険を伴う活動については、ホームヘルプ2級以上の資格を有する者であれば、移動先で利用者と共に活動できる。ただし、この場合のサービス提供は、あくまで移動支援の一環としてであって、活動に対する支援としては位置づけないことから、別途の報酬の算定は行わない。(実施責任に関する事項について、安全確保義務と保険加入義務を課すが、それ以上の個別事項は利用者との契約による。)

《通所・通学》

- 保護者等の疾病等のため、通所・通学の手段が他にない場合であって、単独で通所・通学することが困難である場合に利用できる。なお、保護者の就労等保護者の都合による利用の場合、負担割合は50%とする。
- 通所については、当該施設・事業所が送迎を実施している場合、当該施設・事業所による送迎を利用することとする。
- 通所・通学支援利用後、連続して他の移動支援を利用することはできない。

《入所施設利用者等の移動支援利用》

- サービス利用計画上、サービス提供予定時間に施設からサービス提供を受けないこととしている時間帯(一時帰宅中等)において利用できる。
- 地域移行するための支援の一環として、地域の日中活動系サービスを利用する場合は、6ヶ月の範囲内で通所サービスを利用することができる。

加算対象の身体介護の例

原則として、下記のものに限定する。

- 排せつ介護
- 食事介護
- 衣類着脱
- 入浴介護

通所・通学支援の利用条件

【利用者負担率10%の例】

- 他の支援が得られない状況であって、保護者の疾病・障害等やむを得ない事情により障害児者の通所・通学につき添うことができない場合（医師の診断書が必要）
- 他の支援が得られない状況であって、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情により障害児者の通所・通学につき添うことができない場合（事由証明は必要ないが、臨時的に4回分まで支給決定することができる。）

【利用者負担率50%の例】

- 他の支援が得られない状況であって、保護者の就労等保護者の都合上障害児者の通所・通学につき添うことができない場合（就労に関する証明書が必要）

提供実績の管理

- 提供実績記録表に提供時間、目的地を記載し、利用者から確認の押印を受ける。
- 事業者は、目的地に行ったことを証明する物件を5年間保存することとし、県市の職員等関係者に当該物件の閲覧を求められた場合、これを提示しなければならない。（日時がわかるものによること。）

車両運送を伴う移動支援事業

車両輸送型移動支援

- 福祉バス
 - 福祉キャブ
 - 福祉有償運送
- 現行事業の実施枠組みを継続する。

他の移動支援との関係

- 他の移動支援と組み合わせて利用することができる。
例)・福祉バスを利用しながら、集団支援を利用する
・福祉キャブを利用しながら、個別支援やグループ支援を利用する。
- 他の移動支援と組み合わせて利用する場合、報酬、利用者負担は、それぞれに対して算定する。